

吹付けアスベスト対策 補助制度について

札幌市吹付けアスベスト対策補助制度の概要

制度その①

分析調査（調査者派遣）

吹付けされた建築材料にアスベスト繊維が含まれているか確認したい方



アスベスト分析調査を

無料

で受けられます

調査者を派遣し、指定いただいた吹付け建材について分析調査を行い、アスベスト含有の有無を判定します

制度その②

除去等工事補助

吹付けアスベスト等の除去等をお考えの方



吹付けアスベスト等
除去等工事を

120万円（限度額）

補助します

吹付けアスベスト等の除去又は封じ込め等にかかる費用の一部（対象工事費の2/3）を補助します

※申請についてはそれぞれ申請する必要があります。
まとめて申請することはできません。

制度その① 分析調査(調査者派遣)の申請に係る注意点

申請前の確認事項として特に【注意点①～③】に注意が必要です。
「2022年度(令和4年度)札幌市吹付けアスベスト対策補助制度のご案内」のパンフレットと併せてご確認ください

【注意点①】

分析調査を希望する建築材料(以下、「建材」という)が明確になっていて、建材が図面・写真等で確認できなければお受けすることができません
→本資料の3、4Pをご確認ください

【注意点②】

工事現場で吹付けして施工されたものが対象となります
→本資料の5、6Pをご確認ください

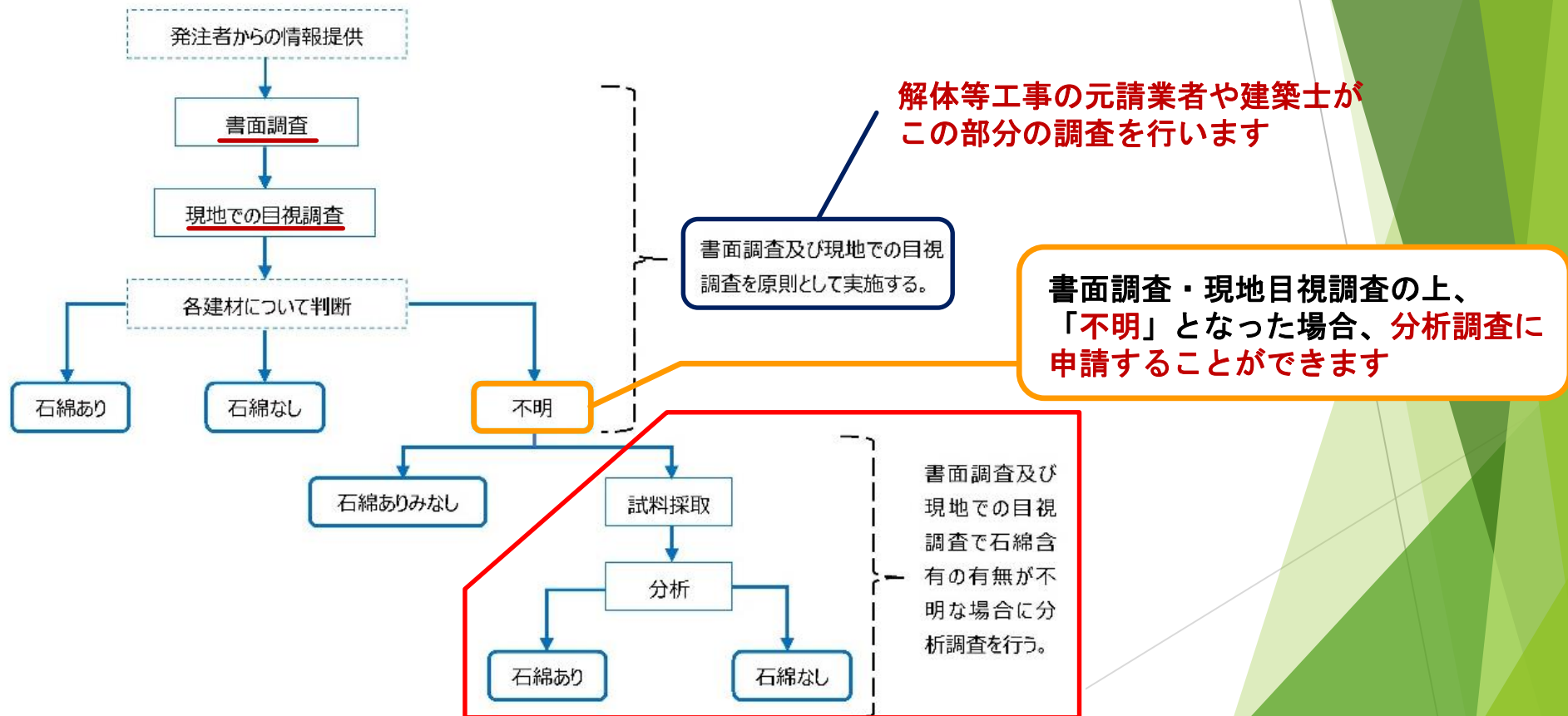
【注意点③】

法律に適合している建築物が対象となるため、「検査済証」をご用意いただく必要があります。検査済証が発行されていない建築物の場合は申請をお受けすることができません
→パンフレット1ページの「申請に必要な書類」の表中⑤をご確認ください

【注意点①】 分析調査について

申請前に書面調査・現地目視調査を行い、**分析調査**を希望する**建材**を**明確**にしてください。
分析調査までの流れは下記をご覧ください

アスベストの使用状況の確認方法（アスベスト事前調査）



赤枠で囲われている部分が“分析調査”です。
(制度その①の分析調査対象範囲)

【注意点①】申請に必要な図面・写真等について

分析調査を希望する建材がわかる図面・写真をご用意ください

ご用意いただく図面・写真等について

＜例1＞天井裏の吹付けロックウール（岩綿吹付）の分析調査の場合

図面：仕上表、各階平面図、天井伏図、矩計図

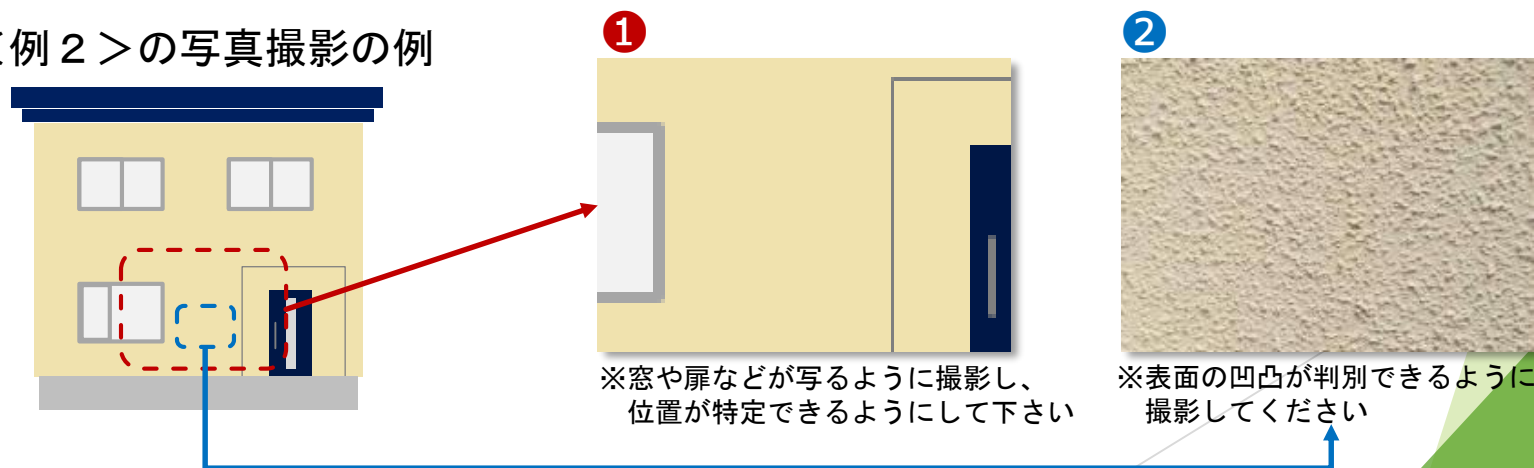
写真：建築物の外観写真、試料採取予定の部屋の全体写真、調査対象建材の種類がわかる拡大写真

＜例2＞外壁リシン吹付（外壁吹付塗材）の分析調査の場合

図面：仕上表、立面図、矩計図

写真：建築物の外観写真、^①試料採取予定の位置がわかる写真、^②調査対象建材の種類がわかる拡大写真

＜例2＞の写真撮影の例



※図面が現存しない場合は写真で調査の対象の可否を判断するため、数か所上記のような撮影をお願いします。

【注意点②】 対象となる建材について

対象となる建材は

「吹付けアスベスト等が施工されている恐れのあるもの」に限られます

対象建材の例は以下をご覧ください

吹付けアスベスト
(石綿吹付)



天井写真

鉄骨の耐火被覆や機械室の断熱、吸音、結露防止に使用されることが多いです

吹付けロックウール
(岩綿吹付)



吹付けパーミキュライト
(ひる石吹付)



天井写真

内装(天井や階段の段裏)の仕上げ、結露防止に使用されることが多いです

吹付けパーライト



リシン吹付



外壁写真

吹付タイル



外壁写真

外壁や内壁の仕上げに使用されることが多いです

※いずれも工事現場で材料を調査し、吹き付けて施工されたものとなります

【注意点②】 対象となる建材について

対象外となる建材の例は以下をご覧ください

窯業系サイディング



外壁材として使用されます

けい酸カルシウム板 又はスレートボード



外装の軒天井材として使用されることが多いです

保温材



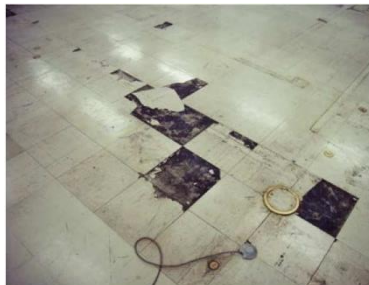
配管やボイラーの保温材として使用されます

煙突用断熱材



煙突の断熱に使用されます

ビニル床タイル



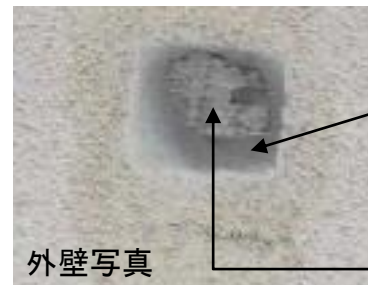
内装の床仕上げ材として使用されます

屋根用化粧用スレート

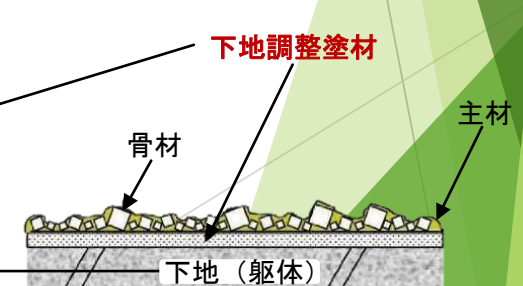


住宅の屋根材として使用されます

下地調整塗材



外壁塗装前に下地を平滑にするために使用されることが多いです



※壁の断面を示した図

制度その② 除去等工事の申請に係る注意点

申請前の確認事項として特に【注意点①～③】に注意が必要です。
「2022年度（令和4年度）札幌市吹付けアスベスト対策補助制度のご案内」のパンフレットと併せてご確認ください

【注意点①】

対象建材は2種類のみに限られます

→本資料の8Pをご確認ください

【注意点②】

申請後「交付決定通知」を受ける前に工事契約や各機関への届出等をされた場合は補助の対象外となります

→パンフレット2ページの「対象工事」をご確認ください

【注意点③】

法律に適合している建築物が対象となるため、「検査済証」をご用意いただく必要があります。検査済証が発行されていない建築物の場合は申請をお受けすることができません

→パンフレット2ページの「申請に必要な書類」の表中⑤をご確認ください

【注意点①】 対象となる建材について

対象となる建材は

「吹付けアスベスト又は吹付けロックウール」の2種類に限られます

※上記2種類の内、アスベスト分析調査結果でアスベストの重量が0.1%を超えるもの

吹付けアスベスト
(石綿吹付)



吹付けロックウール
(岩綿吹付)



鉄骨の耐火被覆や機械室の断熱、吸音、結露防止に使用されることが多いです

※制度その① 分析調査（調査者派遣）よりも対象建材が限られます

例：外壁吹付け塗材（リシン吹付けや吹付けタイル）は分析調査には申請できますが、分析調査の結果、アスベストが0.1%以上含有していたとしても除却等工事には申請することはできません